

介護サービス事業所等の指導監査に関する事務の 移管について

鹿沼市の機構改革により、令和5年4月1日より、介護サービス事業所等の指導監査に関する事務が、保健福祉部厚生課地域福祉係に移管されます。

なお、介護保険の給付管理、介護サービス事業所等の指定など他の事務については引き続き介護保険課の所管となります。